

吹田市
保育所、小規模保育事業A型
設置事業者募集要項
(令和2年7月実施)



吹田市イメージキャラクター

すいたん

令和2年(2020年)7月

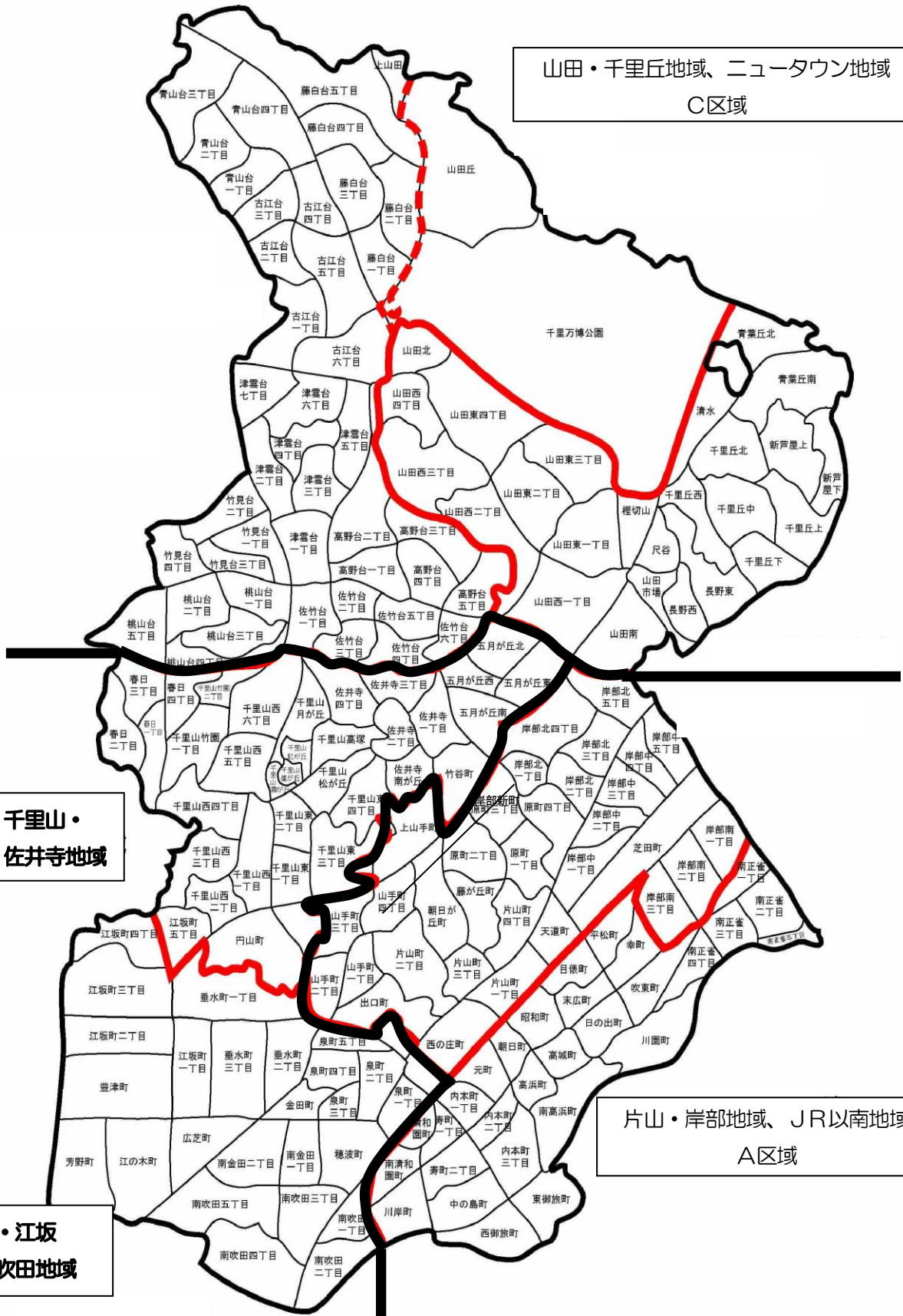
吹田市児童部保育幼稚園室

目 次

第 1	事業概要	1
第 2	応募者の資格・参加要件	2
第 3	応募者の募集等	6
第 4	事業提案書の提出等	8
第 5	事前協議対象者の選定	12
第 6	事業実施に関する事項	15
第 7	開設準備に係る各種助成金等について	16

公募する地域

山田・千里丘地域、ニュータウン地域
C区域



千里山・
佐井寺地域

片山・岸部地域、JR以南地域
A区域

豊津・江坂
・南吹田地域

豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
B区域

第1 事業概要

1 名称

吹田市保育所、小規模保育事業A型設置事業（以下「本事業」という。）

2 趣旨

吹田市（以下「本市」という。）は、令和2年3月に第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画を策定し、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業などの実施による多様な方策により、令和6年度までに教育・保育サービスの提供体制を確保して、子供の健やかな成長を促す質の高い幼児期の教育・保育の提供、地域の子育て機能の強化、幼児期の学校教育・保育を質・量の両面での充実を目標として、保育の量的拡大を図ることとしています。

豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域（以下、「B区域」という。）は他の区域と比べ、入所不可児童が多く発生する見込みであることから、その取組みの一つとして、保育所及び小規模保育事業A型について、次の条件により公募を行います。

3 事業内容

(1) 公募する地域・施設等

地 域		施設種別	箇所数	一箇所あたりの定員（想定）
B 区 域	① 豊津・江坂・南吹田地域	保育所	2 箇所	60 名
		小規模保育事業A型	1 箇所	19 名
	② 千里山・佐井寺地域	保育所	2 箇所	60 名
		小規模保育事業A型	1 箇所	19 名

※ 公募地域以外については原則として公募しておりませんが、公募地域に隣接する地域等での応募については、状況により選定対象とさせていただきます場合がありますので、事前に御相談ください。

※ 公募地域内であっても、近隣に別法人が運営する保育所がある場合には選定しないことがあります。

※ 事業所内保育事業所A型は、小規模保育事業所枠で状況により選定対象とさせていただきます場合がありますので、事前に御相談ください。

(2) 公募箇所数

保育所は、上記①及び②の地域にて各2箇所、計4箇所。

小規模保育事業A型は、上記①及び②の地域にて各1箇所、計2箇所。

(3) 定員設定

原則として、保育所は60名、小規模保育事業所A型は19名とします。

※ 原則とする定員以外の定員設定で応募する場合は、事前に御相談ください。

※ クラス年齢別の定員設定については、応募書類の提出時まで市と協議してください。

4 開所時期について

原則として、保育所は令和4年4月1日より開所、小規模保育事業A型は令和3年4月1日より開所とします。

第2 応募者の資格・参加要件

1 応募者の資格

本事業に応募しようとする者又は応募した者で、事業用地の賃借、施設の設計・建設、所有、運営・維持管理の業務を行うために必要な企画力、技術力、資本力等の経営能力を備え、保育所及び小規模保育事業を創設することのできる法人（以下「応募法人」という。）を応募者とします。

2 参加要件

応募法人は、次の参加要件をすべて満たしてください。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第22号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (5) 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年条例第50号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属し又は関与していないこと。
- (7) 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本金面若しくは人事面において関連がある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社を含む）が、他の応募者の構成企業及び協力企業として参加していないこと。
- (8) 令和2年4月1日時点において下記のいずれかの条件を満たすこと。ただし、事業所内保育事業A型を行おうとする事業者が保育の実施を他の事業者に委託する場合においては、保育の実施を受託する事業者が下記のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 認可を受けて保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業のいずれかを現に行っていること。
 - イ 社会福祉法人であって、現に本市において社会福祉事業を行っていること。

ウ 開設の届出日から本市で1年以上又は本市以外で3年以上、認可外保育施設の運営を現に行っていること。

(9) 直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がないこと。保育所及び小規模保育事業を運営するために以下に掲げる経済的基礎などがあること。

ア 施設型給付費の概ね1か月分以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

イ 応募法人の財務内容について、直近3事業年度連続しての経常損益、自己資本比率、営業活動によるキャッシュフローが、全てにおいて損失を計上していないこと。

ウ 当面の支払いに充てるための1年間の土地の賃借料に相当する額の資金があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）で保有していること。

(10) 事業者及び事業者が現に運営している施設において、過去2年に実施された所管庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。

(11) 市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

3 参加要件確認基準日

「2 参加要件」の参加要件等の確認基準日は事業提案書提出日とします。

なお、事業提案書提出日から契約締結までの期間に、「2 参加要件」を満たさない状況になった場合は、失格とします。

4 応募に係る条件について

(1) 保育所に関する応募に際しては、以下の条件を全て満たしたうえで事業内容を提案してください。

ア 吹田市助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年吹田市条例第28号）を遵守した原則60名定員の保育所を令和4年4月1日までに事業用地内に設置すること。なお、社会福祉法人以外の場合は、以下の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずるものを含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(ウ) 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

イ 0歳児から5歳児クラスの各歳児別定員を全て設定すること。なお、1歳児から5歳児クラスの歳児別定員は、各歳児クラスの一歳児前クラスの歳児別定員以上とすること。

ウ 0歳児の受け入れは、原則として産休明け（生後57日目）からとすること。

エ 屋外遊戯場については、設置当初において事業用地内又は隣接地に2歳以上児の認可定員分に必要な面積を確保すること。なお、屋上に屋外遊戯場を設置する場合に必要なトイレには、屋根を設けること。

オ 開所日については、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日までとすること。

また、開所時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間以上の時間とすること。

ただし、延長保育時間の設定については、開所時間内において設定できるものとする。

カ 市内の小規模保育事業等との連携を積極的に行うこと。

(2) 小規模保育事業に関する応募に際しては、以下の条件を全て満たしたうえで事業内容を提案してください。

ア 吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第34号）を遵守したうえで、小規模保育事業A型を開設すること。

イ 開所時期については、原則として令和3年4月1日とすること。

ウ 応募者が社会福祉法人以外の場合は、以下の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園もしくは家庭的保育事業等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、これと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずるものを含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(ウ) 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 既存建物を活用する場合は、建築検査済証の交付が確認できること（建築検査済証が紛失している場合は、建築確認台帳記載事項証明でも代替可能）。なお、検査済証の交付が確認できない場合においては、「検査済証のない建築物に係る指定 確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成26年7月2日付け国住指第1137号）に基づく調査報告書の提出があり、当該建物が建築・増改築時において建築基準法に適合していたものであることが、市において判断できること。

オ 建築基準法における「新耐震基準(昭和56年6月1日施行)」により建築された建物であること。なお、新耐震基準以前の建物の場合については、耐震診断結果等耐震性が証明できる書類を提出すること。

カ 小規模保育事業に供する土地・建物が、差押えを受けていないなど、安定的かつ継続的に使用可能な状況にあること。

キ 土地又は建物について、賃貸借によって事業を実施する場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られるよう次のいずれかに該当し、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において事業開始日から2年以上とされ、賃貸借契約書に特段の事情がない場合は、契約が自動更新される旨の規定が設けられている場合。

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合。

(ウ) その他、吹田市長が安定的な事業の継続性の確保が図られると判断した場合。

ク 開所日については、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日までとすること。

また、開所時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間以上の時間とすること。

ただし、延長保育時間の設定については、開所時間内において設定できるものとする。

ケ 利用定員の構成については、市と協議のうえ決定すること。また、定員構成は0歳児<1歳児≤2歳児とすること。

コ 保育中における利用児童の事故等に備えて損害賠償責任保険に加入すること。

サ 応募に際しては、事業内容等についてできる限り早期に近隣住民等に十分な説明を行い、理解を得ること。

(3) 応募に際しては、以下の条件を満たすように努めること。

- ア 多様な市民ニーズに応えるために、多様な保育サービス（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育、発達支援保育（要配慮児童の受入れ）、休日保育等）を積極的に実施するよう努めること。
- イ 子育て支援事業や地域活動事業（園庭開放、子育て講座、親子講座、育児相談、地域行事参加等）に取り組むように努めること。
- ウ 保護者との交流を図り、保護者の意見を保育運営に反映させるように努めること。
- エ 保育士等の資質向上に向けて、人権・虐待研修を含め、研修を積極的に実施するよう努めること。

第3 応募者の募集等

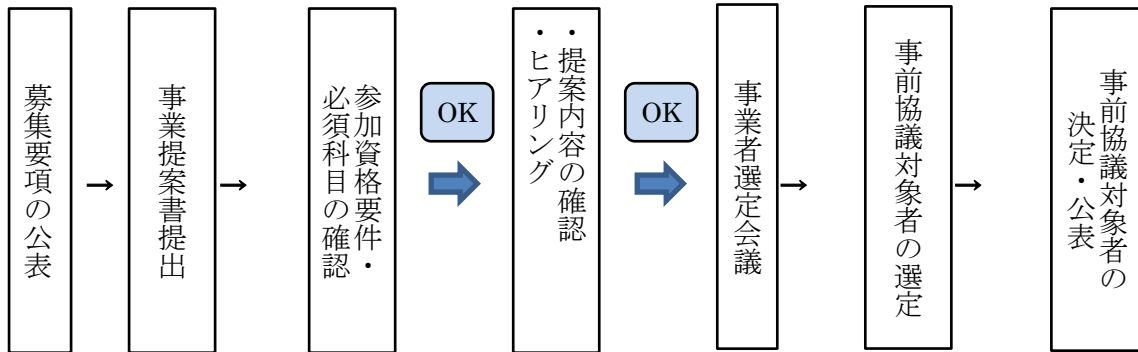
1 応募者の募集及び選定の流れ

(1) 募集方式

公募型プロポーザル方式によるものとします。

(2) 応募者選定の流れ

応募者は、事業提案書を提出し、「吹田市保育等事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において提案内容の評価を行い、その結果を踏まえ、本市が事前協議対象者を決定します。



2 公募スケジュール

	項目	時期
1	本募集要項等の公表	令和2年7月30日（木）
2	質問の受付	令和2年7月31日（金）～令和2年8月21日（金）
3	事業提案書受付	令和2年9月1日（火）～令和2年9月18日（金）
4	選定結果通知・公表	令和2年10月下旬（予定）

3 公募の手続き

(1) 本募集要項等の公表

本募集要項等は、本市ホームページに掲載します。→ <http://www.city.suita.osaka.jp/>
また、本事業の募集に関する追加資料を本市ホームページに予告なく公表することがあります。

(2) 質問の受付及び回答

応募者は、質問事項がある場合は、次のとおり質問票を提出してください。

ア 受付期間

令和2年7月31日（金）～8月21日（金）

イ 提出書類

質問票（別紙「様式集」参照）

ウ 提出方法

電子メール（件名は「B区域保育所・小規模保育事業質問票」としてください。）

なお、電子メールを本市が受信した日の翌開庁日から3日以内に、本市から受信確認メールを返信するので確認してください。

エ 回答方法

本市ホームページに質問及び回答を随時掲載します。

オ 質問に対する留意事項

- (ア) 質問した応募者の企画提案のノウハウ等や権利、若しくは競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、質問及びその回答を公表します。
- (イ) 公表する内容は質問とその回答のみとします。
- (ウ) 類似又は同趣旨の質問に対しては、一回目のみ回答します。
- (エ) 回答に時間等を要する場合は、まずその旨を公表してから、追加回答することがあります。
- (オ) 回答の公表をもって、本募集要項等の補完、追加又は修正とします。
- (カ) 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

第4 事業提案書の提出等

1 事業提案書の提出

(1) 提出書類等

本事業の実施を希望する者は、事業提案書（別紙「様式集」を参照してください。）を提出してください。また、事業提案書を提出した者を提案者とします。

番号	項目	提出の要否	書類名	備考	提出部数
(1)	総則	◎	事業提案書		■
(2)		◎	提出書類一覧表(チェック表)	提出チェック欄にチェックの上、提出すること	□
(1)	事業者の概要	◎	定款又は寄付行為		□
(2)		◎	法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	提出日前3か月以内に発行されたもの	□
(3)		◎	法人印鑑登録証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの	□
(4)		◎	経営者一覧表		■
(5)		◎	法人代表者及び経営者の履歴書		■
(6)		◎	法人の概要について	法人概要、沿革等について記載すること。法人の概要が記載されたパンフレットの提出でも可とする。	■
(7)		◎	決算書(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録)	直近3か年分	■
(8)		◎	法人理事会等の議事録の写し等	本公募への応募等につき、法人としての意思決定していることが確認できるもの。	□
(9)		◎	法人税及び法人市・府民税について、滞納のないことの証明書(前3年分)	非課税事業等で証明が出ない場合は、応募法人からの「非課税事業者であることの申告書(様式任意)」等でも可とする。	□
(10)		◎	現在運営している施設又は事業に関する資料	パンフレット等、概要がわかるもの	■
(1)	保育所設置計画	◎	保育所・小規模保育事業設置事業計画書		■
(2)		○	保育内容に関する添付書類	保育課程、その他の書類	■
(3)		◎	職員配置計画書	定員での入所を想定した職員配置計画	■
(4)		◎	職員ローテーション表	定員での入所を想定した職員ローテーション表(月～土)	■
(5)		◎	施設長予定者の履歴書及び保育士証(写)	施設長予定者が保育士でない場合は、保育士証は不要。	■

(6)		○	職員採用確約書	必要職員が確保できている場合は不要。	■
(1)	整備計画	◎	各室面積表		■
(2)		◎	配置図(屋外遊技場の範囲、面積を記入したもの)		■
(3)		◎	平面図(室名、面積、利用人員を記入したもの)		■
(4)		◎	立面図		■
(5)		◎	保育所運営に係る収支予算書	事業開始後5年間分	■
(6)		◎	資金計画書		■
(7)		○	借入金返済計画書		■
(8)		◎	残高証明書	資金計画書における自己資金分以上の額について、応募申込日前1カ月以内に発行されたもの	□

◎…提出必須

○…場合によって提出必須

■…正本1部、副本5部提出が必要な書類

□…正本にのみ添付が必要な書類

(2) 提出方法

持参に限る。

受付は、9月1日(火)～9月18日(金)の土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、事前に本市に提出日及び提出時間を電話連絡してください。

(3) 提出書類に関する留意事項

提出期間終了後は、提案者の都合による提出書類の差替え及び再提出をすることはできません。ただし、本市が必要と認めた場合は、提出書類の差替え及び再提出をすることができます。なお、提出書類以外で本市が必要と判断した場合は追加資料等の提出を求めることがあります。また、提出時及び提出後に提出書類の内容等について説明を求めると及び修正を求めることがあります。

(4) 提案の無効に関する事項

次に該当するときは、その者の提案は無効とします。

ア 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

イ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案したとき。

ウ その他、指示した事項及び提案に関する条件を満たさない、又は違反したとき。

エ 1の提案者が同一事業に対し複数の提案を行ったとき。

2 関係法令の遵守

(1) 法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の趣旨と照らし合わせて適宜参考にするものとし、法令

及び条例等は、最新版を適用してください。

(2) 許認可等の手続き

ア 基準等の確認

本市では、建築確認申請等、法令に基づく許可・認可・確認、その他これらに類する申請等に先立ち、吹田市開発事業の手続等に関する条例による事前協議承認申請等の手続きが必要になることから、建築計画に当たっては条例の基準等に適合した計画となるよう十分留意してください。

その他、保育所等の整備・運営に際して届出や許認可等の手続きが必要な機能を導入する場合は、その計画内容が関係法令・基準等に合致した計画となるよう十分留意してください。

イ 補助金

保育所等の設置に係る整備等の補助金等、必要な予算については今後、議決を得る予定です。

3 留意事項

(1) 費用の負担

応募に必要な費用は、提案者の負担とします。

(2) 資料等及び提出書類の取扱い

本市が配布及び公表する資料を、応募に関する検討以外の目的で使用することは禁じます。また、提案者から提出された書類は返却しないものとし、目的以外には使用しません。

なお、提案者名やその提案内容の一部について、本市ホームページ等で公表します。

(3) 著作権

事業提案書及び図面の著作権は、提案者に帰属します。ただし、事業提案書について、提案者の選定、公表、住民説明、その他本市が必要と認めるときは、本市はこれを無償で使用できるものとします。

また、事業提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に認められた場合を除き、第三者の承諾を得てください。

なお、第三者の著作物の使用に関する責は、提案者に帰するものとします。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責は、提案者に帰するものとします。

(5) 機密事項の遵守

提案者は、提案内容や本市との協議事項、交渉内容等につき守秘義務を遵守することとし、本市の事前の承諾なく、これらの内容を公表してはなりません。

(6) プロポーザルの延期又は中止

天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認められたときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。

また、この場合において、事業者は、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

4 応募の辞退

事業提案書の提出以降に本事業への応募を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出してください。

(1) 提出書類

辞退届（別紙「様式集」参照）

(2) 提出方法

持参又は郵送。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、事前に本市に提出日及び提出時間を電話連絡してください。

郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付してください。

第5 事前協議対象者の選定

1 提案内容の審査

応募された提案全件については、選定会議において、保育所等の設置認可の基準への適合状況、事業の継続性・安定性、事業者の適格性、定員構成の妥当性、当該保育所が設置されることによる待機児童解消の効果、地域子ども・子育て支援への貢献などの観点について審査し、事前協議対象者の選定を行います。

(1) 保育所の審査項目と配点

審査項目	審査事項	配点	小計
事業者の基本方針	事業者の概要	10	10
事業の運営方針	施設長について	5	25
	健康管理・保育に関する考え方	5	
	衛生管理・事故防止等の安全対策	5	
	要望、苦情に対する対応について	5	
	職員配置について	5	
事業計画の妥当性	年齢別定員設定の妥当性	5	35
	職員確保の割合	5	
	保育室について	5	
	延長保育事業について	5	
	地域子育て支援について	5	
	その他の事業について	5	
	給食の提供について	5	
経営の安定性	事業者の運営実績	5	30
	事業者の経営状態	5	
	事業者の運営状況	5	
	人材確保のための方策	5	
	地域との連携状況	10	
計		100	

(2) 小規模保育事業の審査項目と配点

審査項目	審査事項	配点	小計
事業者の基本方針	事業者の概要	10	10
事業の運営方針	施設長について	5	30
	健康管理・保育に関する考え方	5	
	衛生管理・事故防止等の安全対策	5	
	要望、苦情に対する対応について	5	
	職員配置について	5	
	連携施設について	5	
事業計画の妥当性	職員確保の割合	5	30
	保育室について	5	
	延長保育事業について	5	
	地域子育て支援について	5	
	その他の事業について	5	
	給食の提供について	5	
経営の安定性	事業者の運営実績	5	30
	事業者の経営状態	5	
	事業者の運営状況	5	
	人材確保のための方策	5	
	地域との連携状況	10	
計		100	

※ 設置認可の基準への適合は、吹田助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例、吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、児童福祉法第35条第5項、厚生省児童家庭局長通知「保育所の設置認可等について」、厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」の各要件に基づいて判断します。

2 事前協議対象者の選定方法

選定会議にて選定を行う。選定対象ごとに採点し、順位を付け、1位を付けた選定委員数が最も多い応募者を事前協議対象者とする。また、1位の獲得数が同数の場合、各選定委員による1位以下の採点結果の順位を点数化(※1)し、その合計点において最高得点を得た者を事前協議対象者とする。それでも同数となった場合、対象事業者に1位を付けた選定委員以外の委員の順位により、2位の獲得数が多い応募者を事前協議対象者とする。また、2位の獲得数が同数の場合、対象事業者に2位を付けた選定委員以外の委員の順位により、3位の獲得数が多い応募者と以下繰り返す。

※1 1位：3点 2位：2点 3位：1点

3 選定結果の通知

選定結果は、電子メールにより応募者に通知し、その後、書面による通知も行います。
また、本市ホームページで、応募者数と選定された事業者名を公表します。

4 事前協議の実施

事前協議対象者決定後、速やかに本市と詳細な事前協議を行い、事業提案の承認を受けてください。承認を受けた事前協議対象者を事業実施者とします。

なお、本市は事前協議対象者がその責に帰すべき事由により事業を実施しない場合、損害の賠償を請求することがあります。

5 地域への説明

事業実施者は、できる限り早期に、近隣住民、自治会等を対象として、事業内容の周知と理解を得ることを目的とする説明を実施してください。

なお、具体的な実施方法、開催日時等については、事前に市と協議することとします。

6 情報の開示

提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開します。

7 失格事項

応募者の参加資格要件に適合しない場合やヒアリングへ参加しない場合のほか、提出された事業提案書について、次のいずれかの事項に該当する場合も失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて事業提案書が提出された場合
- イ 事業提案書に虚偽の記載があった場合
- ウ 事業提案書に重大な不備・不足があった場合（必須項目を充足していない場合を含む）
- エ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本募集要項等に違反すると認められる場合
- カ 事業提案書の内容に重大な問題点がある等、事業者選定会議等が失格と判断した場合
- キ その他不正行為があった場合

第6 事業実施に関する事項

1 誠実な事業遂行義務

事業実施者は、本募集要項等及び事業提案書に基づき、本市と随時協議しながら誠実に本事業を安定的かつ継続的に遂行してください。

2 留意事項

本事業においては、物品購入、業務委託、工事契約等、可能な限り本市内の業者へ発注を行うよう努めてください。

なお、本事業における各段階の留意事項は以下のとおりです。

(1) 設計段階

ア 事業実施者は、業務の遂行上必要な各種調査や申請等の手続きを速やかに行うとともに、関係機関との協議内容を本市に報告してください。

また、必要に応じて各種許認可の書類の写しを本市に提出してください。

イ 保育所及び小規模保育事業の設計において、関係機関との手続き、協議等により事業提案書等の内容に変更が生じた場合には本市に承認を得てください。

(2) 建設段階

ア 事業実施者は、工事に当たって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業実施者の責任において実施してください。

イ 保育所及び小規模保育事業等の建設にあたり、補助金の交付を受ける場合の入札は、本市の入札の手引きに基づき、協議を行ってください。

ウ 建設に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業実施者の責とします。

エ 施工に際しては、各工事の関係者間で必要な調整を十分に行い、的確な施工管理を行ってください。

オ 工事車両の通行に際しては十分な安全対策を講じるとともに、砂埃や騒音・振動、悪臭、交通渋滞等についても近隣への影響を最小限に抑える対策を講じることとし、近隣住民から苦情が寄せられた場合には誠意をもって対応し、事業実施者自らの責任及び費用において対応してください。

カ 調整結果や対応内容、工事スケジュール等を随時本市に報告してください。

キ 必要に応じ、本市は、保育所及び小規模保育事業の整備工事の状況について確認を行う場合があります。

ク 事業実施者は、保育所及び小規模保育事業の工事が終了した場合には、速やかに本市に認可申請等の手続きをしてください。

(3) 運営段階

事業実施者は、保育所及び小規模保育事業の運営に当たっては、当該施設の利用者に対し、誠意を持って対応し、適切に運営してください。

また、近隣住民にとっても利用しやすく、地域に開かれた運営を行うとともに、地域の児童福祉の向上に貢献できる運営を行ってください。

(4) 事業終了時

事業実施者は、事業終了日までに保育所及び小規模保育事業の利用者の保育について、必要な対応をすること。

また、事業実施者は保育所及び小規模保育事業の取去に当たっては、当該施設の利用者、近隣住民に対して十分な説明を行い、要望に対しては最大限に尊重し、その対応に努めること。

3 リスク負担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業実施者が実施する事業については、事業実施者が責任をもって遂行し、事業実施に伴い発生するリスクについては、原則として事業実施者が負うものとします。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとします。

(2) 事業実施者の負担

ア 事業実施者は、計画内容及び建設工事に係る関係機関や近隣住民等への説明に関する費用を負担するものとします。

イ 事業実施者は、保育所及び小規模保育事業の設計に要する費用を負担するものとします。

ウ 事業実施者は、保育所及び小規模保育事業の整備・運営に要する費用（公租公課含む）を負担するものとします。

エ 事業実施者は、保育所及び小規模保育事業に係る収去費用を負担するものとします。

オ 事業実施者は、保育所及び小規模保育事業についてその他必要な費用を負担するものとします。

第7 開設準備に係る各種助成金等について

施設整備に関して、本市や国の交付要件を満たす場合に、国の保育所等整備交付金（保育所等に関する施設整備事業）、保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）による補助金を交付しています。ただし、本事業者公募へ応募することは補助金の交付を確約するものではありません。詳しい交付要件等については、応募書類の提出までにお問い合わせください。

【提出・問合せ先】

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 児童部 保育幼稚園室 経理・整備グループ

電 話 06-6384-1592（直通）

06-6384-1231（代表）（内線）2559・2558・2478

FAX 06-6384-2105

E-mail hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp